

香川県農業・農村審議会委員

令和6年7月1日 時点

委員区分	氏名	所属・役職名等	備考
1号委員	三笠 輝彦	香川県農業会議会長	
	港 義弘	香川県農業協同組合中央会代表理事会長	
	宮本 欣貞	香川県土地改良事業団体連合会会長	
2号委員	田中 晋太郎	中国四国農政局次長	
3号委員	泉 京子	香川県消費者団体連絡協議会副会長	
	浦 達生	香川県農業士連絡協議会会長	
	大西 規夫	認定農業者	
	小川 雅廣	香川大学農学部長	
	香川 芳子	J A香川県女性部理事	
	住野 タツ子	香川県商工会女性部連合会会長	
	高岡 令子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会会長	
	高橋 勝子	認定農業者	
	次田 一代	香川短期大学教授	
	長谷 真里	認定農業者、農業士	
	細川 貴司	I F K会長	
	三木 良榮	香川県生活研究グループ連絡協議会会長	
	矢野 耕平	認定農業者（みどり認定）	

注) 委員区分ごと五十音順、敬称略

- 1号委員 農業団体の役職員
- 2号委員 農業関係の行政機関の職員
- 3号委員 学識経験のある者

改正 平成11年12月22日条例第58号 平成16年3月26日条例第39号
香川県農業基本対策審議会条例をここに公布する。

香川県農業・農村審議会条例
題名改正〔平成11年条例58号〕

(設置)

第1条 農業及び農村に関する重要事項を審議するため、香川県農業・農村審議会（以下「審議会」という。）を置く。
一部改正〔平成11年条例58号〕

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の事項につき審議する。

- (1) 農業の持続的な発展に関する事項
 - (2) 農村の振興に関する事項
 - (3) その他農業及び農村に関し必要な事項
- 一部改正〔平成11年条例58号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 農業団体の役職員
- (2) 農業関係の行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者

一部改正〔平成11年条例58号・16年39号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条第2項各号（第3号を除く。）の身分を失った場合は、その職を辞したものとみなす。

3 委員は、再任することを妨げない。

一部改正〔平成11年条例58号・16年39号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成11年条例58号〕

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成11年条例58号〕

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、委員を補佐する。

一部改正〔平成11年条例58号〕

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成11年条例58号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年3月26日条例第39号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に策定される基本計画について適用する。